孝経日講

吉

書式例

正徳年間
板製版

大業陸徳書
日本出版

特別
イ4
1919
201

176473

○三味線人ハ コンニヤク本の傑作と称
ハ 元 唐来三和作 通称三味線
今ハ 時代 ハ 変 人
ハ 稀 ハ ハ
ハ 御 ハ 二 ハ 前 ハ 三聖廟
本 ハ 二 ハ 合 ハ 前 ハ 三聖廟
近 ハ 後 ハ 書 ハ 三聖廟
ハ 挿 ハ ハ 三聖廟
ハ 今 ハ 歌 ハ

38- 9000

コンニヤク玉の傑と称賞する所の
俗位なる中にて格別と思ふ
変つた物向ひあるを
しかるに初めて其の一塊を見る
の精とちん
（前書）数年の間夢にも無
堅固の石部金吉印も消をあひて
まぐさ文立ちに直線世上に大通の石
陰んとしうはかしらかんの色えへて
物つるふるものを人いつらく深世おもも
い路なるを書を書ひ物を行る清

然るに毒の中に真物にて仁義礼智信
の五常書を読の石を自量自得する
云からんとすると三番の二すく幕を
んで時く巧て合色の面白をやうて見
と見大日を華の京都昌平橋の
出流に引細し風流を弱をたし
て二階を階を家を三邦見相塞
門といふ物見を冬梅を植へ丈
物の利体字を五の物を時さて つるを
安江流ひ大面白と書くるを物を掛け
子路一人を見ひ六い藏も何なやら

禮をも初め人衆を分ち役目相の長ひの
下令、樂ハ軒ハ義爺河の事命と云ん
はは射をも高しと揚らと私らき御ハ
家をこうこう四つまを乗んは書を細色
滑稽をもとしをさしく数を学ひち
ちをもを代金の少くりとを越髪天
窓をを四をを陸のを着ちけもく多帽
高をを石底、儒生の古役首をを
つけ常の細のを髪ををく扇えち
く銀細写勝さいう天生二面於金
と言慢の鼻初杉色をもをく欲を

東樣屋製

紀ををて者をを此度をを弦くは有
石紙必有筆をを天四皇太郎事を
御義をを事をを（中略）伊勢の大郎
御秘事を脊買い給ひ地位文立皇の
新尾子と生を給ひしをを御いをを
をを御郎酒の一ちを注あをを一すを
場雪を行けよ騒のよ春め唄くと毎
く紀ををつんを皇をへのをれをを
元をを紀ををこのめをを皇をは茶
尾船信の生命生を手光の仕命を
裏面をへ郎の名ひ治捨をを出して

[illegible]を仕給ふ[illegible]の[illegible]人の
[illegible]あるを[illegible]やいふ[illegible]
しもの[illegible]雨木の[illegible]風[illegible]
ひやをしぬ[illegible]ひしきあ[illegible]
[illegible]炬燵[illegible]水[illegible]
[illegible]味ちゐあいセ[illegible]
[illegible]絵[illegible]太郎[illegible]多[illegible]
[illegible]ろ白川[illegible]
[illegible]つけ[illegible]
[illegible]きんいる掃除[illegible]仕[illegible]
[illegible]きんいる[illegible]日[illegible]

[illegible]太郎[illegible]こし[illegible]何[illegible]
思ふおきさつせへく太郎[illegible]
[illegible]夢を[illegible]
[illegible]夫[illegible]
[illegible]けしの汁[illegible]
[illegible]時[illegible]夕食[illegible]
[illegible]の[illegible]
冷汁[illegible]豚の味噌つけ[illegible]貝[illegible]
もこしらへやち[illegible]か太郎[illegible]
[illegible]ち[illegible]
[illegible]

納まるともはせ来る　孔　明気取りでしるし
もこたらう出て
来るたありまちれ来しかるがや　秋島さん
と思つてマア供をはうくしなくて　精　進覧
なるをふしやせう　つけたらうつ（ト傾ヤ才ヰ）するえ　太　こ
れは霧乱とおつまみれお目にかくつれ
精　ホンニ珠らしいぬしは坊をさらひ
こうしおのつうらとふしぎなうつれ　太
いやミをいふやつさ　孔　時に英雄豪傑
錦繡の出立ハ　精　アノ須達長者
本当の寄進を投みまさ　孔　ぶれ寺佛
ハとかくやまぬの　太　もろしのうるさ話

本業すま御蒙濯川く流して又暮出（ミモリ）
塙器と化ける氣のもを中しの町か　精　まうれ
齋に行ずうあんなも阿羅漢行と名代
を出しれ肉んを玄奘女まも夢里の肌よ
り遠雷の軌うあうさく　孔　幸すの斗り
そうても歴と莫さうしてさひしうろよ　太
ちんぴも衣をむいてとうじや和尚を
のつもりできれわな　精　乱しき意や
ハ宣くざせ　孔　それはどふこい不儀
家納之助　精　あつぷてへそりやアどふした
孔　和尚も異端の露を流の嘘だう

つひて能く狂言を書くうおんも又冗さる
セヘアノ師冕を紀のめしもめと高望
きんも釈師日冕とは太ソレ座臥よ皆
まみくう為き及やうなどとふりが此中
咄家うて手まへを見ても上手つとめ
能よ飛し三五年目あとを利くえうちとた
うまみ原孔云し咄家をいてつ志やんぶ
何でも貸ますゝ備まの可也種思作
か諸方の赤栴檀を皆森稼ぶ遊とし
無れ孔といのつゆうかえんぶ事さ
先是で猿猴木て棄て堀で深くん哉

東京榛原製

志たぶふ者まえん通う稼あうおもい
し　云々

○雲州清忠　朝鮮に於て貴人の関を行はんとするに、
其を吸衡往来と云て、雲州と云
吸衡と云ものを設る事有の名ひあり
其の人を後陰名の人皇のとき 後の左前
文特を著し江戸解由状を出雲守藤
原吸衡の作ひある、不得る雲州清忠の
書翰を見るに左のごとき事ある
嵯峨之花堰堤之水、尤可賞翫之秋也、仍
倫閑欲罷向之處、藤吏郡不許故障
依近衛次将不候歟、四位少将可参者、彼

少将参入之後、可罷出待也、船艦之事、
左監門並日用意云々、存代之事、秀才書
仁若不會遇、定被頒貨歟、並以恐思耳、

雑言

九月十二日　左少弁藤原

雑上中宮大進殿

漢文のごとくして漢文にあらず、一種の
家の漢文とも云ふべきものなり、平安
朝を和文の世なりと称ひ江戸時代の
ヨコシナ文体の行んなるものなり、
已後の時代ひ、ものの数の貴族等

に行はれしのも（書簡文体の）異なるべきでない、寧楽朝と
僧侶の於て跋扈しは時に消息文なども
漢文体であつたらしい、漸く和勢に遷
つてここに始めて和漢文体が生れし
とみえる

○尊称之事　尊翰なども漸く
和文の消息文を書くことの初まりし頃
つて尊称にも一定の法式が定まりし
が寧楽朝の御代までは、貴翰や拝を書くべ
き者には「尊」と云ふ字を書いたもの、文書などにも
びとなしたる、其後消息にも用ひてあ

ることく貴翰にも殿などに尊敬を示
てあつたが、これを充てたる人の身を直
ちに、さすうちで、其人をさすに
尊ぶ時にもあることを云ふものである、又
様とは尊称に同じく其身を指す
のであるゆゑ、其人のあるときには方
角をさす言葉である、例へば公方様を
云へは「公方なき」と云ふことであるを
様と称せしは其身をさすことにて誰のも思
ふ様になりつる

○書札礼の事

ハ　今くし京都将軍の

時を定まりたるあり アノ乱世時代のミシナ
新式の定まりたるも多くは実を義
多くの一方の考えにて一方を文に見興
つたのひあるべきなれども一方を見へは注新式の
定まりたるも強き勢なるを迎らるい、身
初めどんな人物なるか清見文の新式を同
つたことなるは迎和義政の義尚の法の
大鈴伊勢守尚氏入道書興、二階堂山城
守政所入道行二、伊勢守貞孝入道
宗立曽我兵庫助乗入道拙斎等
をとひ北の新式なるもの基氏時代

東京博文館製

多徳川時代なる少しかうも修正をかえ
北のをひ方法を迎利時代なる中ごろ
ものとなる

○饗味なる書式 四月廿日 蔵
なる記則を定めたるが如の方なる時
なる饗味なる式の行なんに例なは動し
書のことき文き沙汰なる新なる記
めの式とそなる記号用のことき
号界なる北鈴なるき饗味なる新式と謂
いなるを得なる

○鈴名式 書札礼を迎利時代なるも

大年しとしとうみたらしいのひあるを保し
其の論説を錯乱し、此の時代の書札法を中家實隆
載せたる書札相違あるを一覧するに、
この中家實隆を羽書法を載せたる
ものを探索し以て相違と改めたるを
○事徳二氏書札禮　上世曾我流を
たるものなり、而して曾我は足利將軍の書札
法を司どりたる家にして、
二氏の書札法を大体足利將軍と同じ
いとうみたるなり、

足利家書法式後来会考とふ書のあるし
れども幕府の有職故実を専門に修する
者なれども不審なる事多し、その基論なた
つることなく書へたるものなるべし
梅北書法式者、徳川家康を改家個公之
時、足利家の古法を以て後代用捨したる書
法なり、其傳多く曾我又左衛門尉祐之
説なり、少しかの池田を正説といふものを
著す、小池を小笠原大膳大夫氏の下
服なり、彼氏の相伝の書を小池の一城
地千代田城にて、又伊勢流の宣を云ふ比

[illegible]、略[illegible]、此所能武家之書法[illegible]
今を始へ[illegible]

○書狀[illegible]　書札[illegible]
もう[illegible]今[illegible]文[illegible]　書[illegible]
行[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　投[illegible]狀　内狀　[illegible]狀　散狀
[illegible]

付　引墨　殿[illegible]字　[illegible]　[illegible]　正字　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]

式の一定[illegible]久しく[illegible]此の[illegible]
[illegible]

○[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]

○漢文　[illegible]　[illegible]

あるまじき俗文字の多きを以て俗文字の
由漢文字の省んじ国文字のいまだ起らざ
るうちに高野山を清盛文を清盛文
ひあるに、そんな清盛文を清盛文
の一種のように文字を変化したるは
も仮名の文字を新たに徒用の仮名を
んでを国文字のごの無法しそうに清盛
文もそんなのもいまだ清盛文と別
あるべき清盛文をくしき句調や清盛
を文人がを宮寺を拙文をして脚つた
位ひあるべ そんなる組織のこと

き清盛文の多ひを拙めやらうるを秘文
ひ清盛を書いたるも、既に第一
新おはしも清盛を文へた国一稿
の清盛体の出て来た、これを新古場
うまく清盛を挿入しんおもしろく
書き綴つたように新しいこれを撰するも
うに近く出ひ遊ぶ一体をなすまるもの
と換井物をこれを文のるる
○日下完の日録と狩谷棭斎の
書簡を四冊に成る附録をやえたるる余
も一枚をもって文けそのの長さを二丈ものも

[illegible]人の間々[illegible]書論を[illegible]
手紙で[illegible]筆の[illegible]めた人[illegible]恍
[illegible]白眉[illegible]、未[illegible]
[illegible]
[illegible]

右狩谷掖斎手簡復竹村其論書法得
失者齎々数千言無一懈筆咸徑實
歴任驗中来意殷炯語殊遠書亦請
深温貌不可以尋常書牘視且書中所
謂溯自唐賢以希魏晉既雲雜学

顔柳易入之類簡切著明非手眼俱高者
決不能言也掖斎近代碩儒宏覽博識貫
穿和漢尤精漢唐古学與松崎慊堂山梨
稲川等往復慨世許以一世人傑至於書学
世未甚知爲余嚮得掖斎所書稲川碑
榻本竊爲天下逸品其書完然雲世南
矣後與世南孔子廟堂碑冬觀益知
其所淵源乃欧雲雜学者在掖斎則未
必然豈其工力所到不期然而然歟竹村
其伊豆能改人諱茂雄字於本居宣
長以國典著掖斎与之親善其質問

應蒼國不止書法世余請於其四世孫五百枝氏
命工摹印以頒同好但卷首斷損今不
可考然蓋亦不過數行耳

明治甲辰三月　永田寛子栗識

書中書論に関する所一二節あげけれど
見るに何れも一見識ある論なれど　微瑕の
價値あるは論を待たず

通言すべき歟吾人の言はんと欲する所は
一体とかくよき法帖と雖も宋以後の人
は己が意に任せ新奇のことを好みて法
をみだりにて御座候　古来吾人の

法をうしなひ　宋人の如きは張りたるものは
唐人を手本といたし候ものが第一よろしく
とし　新論に少々相法帖いつれも
よろしきものの有之候　至って宜しき拓本を追々
翻通翻刻いたし　尤も真跡とは違
ひ候ものにて其真を失ひ候のみにて
真跡一行にても見られ候はゞ必ず法帖に
見る事出来ても真跡を見付けて加ふ事は
一字も真跡に近き事なく御座候　唐人
の書碑の拓本と申しても真跡に近き
ものに候　唐の碑は刻ばかりに候

楷ぬけて字勢をうしなひたりまた
李北海も亦刻人の手に入りて自分
ある刻なれども又は楷の書ても
むこは行押字碑記の書ては
としても楷書のも虞世南欧
陽詢等又虞叔や字がらもこれ等
は入ていさゝか又顔真卿柳公権
の二家ぬは漢隷の臨れしたる文字と
力の入りたるとしるけを見へる（これハ此二家
ハ力をあらはしゝて書たる字なれば
なり）其上欧虞二家ハ入墨なく

其欧虞ハ王羲之よりも出たるもので
其ハ此二家手に入りへハ追々観書
之域とも取てゐる彦卿ハ古人大道
とるる所をれかしとも後世の人
大道も相有よりしむくへハ唐人と
なりて取極したの如とたる行して切
其ハ李北海ハ雲麾も将軍の碑
褚遂良ハ孟法師三龕の碑　田頴々
陸彦遠の墓銘又ハ王右軍序を
とて京にて作し取極し用ゐるは王
義之に当る東方ニ序にては羊

小懐素の聖母帖ハ如意庵ニ古譜
ミとらしく、墨十七帖を
見申といふしもうちかゝる書家
難も存付見しもくても、こんらハ法
有るものなり候ましく古く存候 万々
かしく
當世書家可しとすへき古も一節を染
九の大気餓ミる
一 當時の書家ともゆふうまてをもてハ筆を
一 能あるのよく古人の法のごとく
いとくしなへハかゆるもしらく書法

ふしも是れ自由ならすをゐ思ふはれ古
何ぞくハ古人のこときく成ぎも此秋谷
古難ゆいふとも換へ生来ならず也
難きの三年抱生来ハ法を成ぐ法
まえ書て書家らしき又尤書家ニ
ふ文章うも書法ミを讀、論のはしく
又しぞきてもさてを古報いぶしておき
初ら秋谷古いふしまえしのまて小法
ミ付のこまも家つて拘りハ成道
離しを攝ヽ論の依し かまた書
論讀ハ人見しむし讀く ヘハ論ある

代しるるる改められ書面又ハ文
字為夫を工ミ[illegible]の新[illegible]
もるるる世業と指おいるる
云歌ハ為[illegible]へ[illegible]へ蔡
世不[illegible]の[illegible]論
るるるる味へハ[illegible]
夫ハ皆ハ接面[illegible]
代ハ[illegible]の口傳を
[illegible]ハ[illegible]
伝傳接いら[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]大きハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]実指法[illegible]
接を面[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

古渡唐物ハ出所もしれ、人一人見て又
皆能意の人ニて吟味も出来たる物ハ
商唐人より傳ハりを全科見候と
いふしるし有て一つの定まりあり
其所にてすこしハ出所もしらし
きと見ハ始て墨の付様など書画
の類(ハ古き)も見て目利の
ころく跡ハ古的拙悪と見ハ其段
迷惑なりハ用ひ用ふしると
又それハ其左人商誰としるす印紙
等ありけり

○近年墨跡印籠をあらハしたる
人の筆跡ニ大徳寺抔の印をすえ
出しているの銘と出ていふ古へ
市兵衛の筆跡ある古人ハ名
都にて見るでるいの文字か
いつぞや見たる(文化印)の説ニ、箱を
極めて手紙ひ社名人をうまく働き
うせ能筆にあるらしき、其の模様
手本を極めしたるめ箱の印
段社名人も案じたる箱の手跡
を微しつくあるいと云ふ也と候ひ

ある、北條手紙拾記のあるいろ〳〵
又見しかたをうる　此の筆のこゝろ〳〵
筆法をも　親鸞あるを　安房ゝ
れるい人の人膳を出しこゝろば一異
ひあるこうと、日蓮の本をもん遠一流
を得、元あくまで、事務的なる書
此武蔵国の筆の書状（これと同じ）
と仮定せ　事あるを一部分
又比べ　言ふ其の書状の言ふ一
あるを　明らかに、勿論一種の特新流
ひあるこの、其の書へてあるの

八再び書の此、
八一方に誤むこと
ゆる「御書」と
の大部紙に浄山の人を
うく人位をもて書状
ことハ明をこうとを
と印を所紙又人の
瑞を手をもて
ふ手であるが、
瑞瑞の書状
先ゝ角をもて
ふをまるい

又慣れるいあ
ことを出来ない位
寄せてある、あんるに
書状を書うとする
又ゝる必ずは
丁稗とこう浄海
なをのんと云
ドコカ　浄
ゝしいこゝある
味ある手紙と云

○然る水の行方」と題する題詠の歌を作りて其の著者の事蹟の伝説を考へる者の為に仮りて其の著者の名人なるやを考へんとす」の中に記されたる蜀人の妙師芳之」の歌の今日四人出来たりて聞きし牡歌の今日四人出来たりて聞きしことある其内の一人を作(四人内四人の名の名)即ち其人なる風来山人なれば其人の[illegible]文[illegible]略々類し得べきうたも相模の国の[illegible]歌師[illegible]を秋を作

[illegible]こんを語るの[illegible]名を[illegible]し本[illegible]を立松も年豊と称し人名録者[illegible]国を流る[illegible]出て[illegible]

[illegible]一般の[illegible]ことを[illegible]てこうてこの人名録をこんまれ[illegible]者の出て[illegible]ことこう一つある[illegible]中井浩[illegible]([illegible])[illegible]伝記ひ[illegible]中井の[illegible]曽を年作う自著の[illegible]茗話を[illegible]ことこうある[illegible]蜀人の自著の[illegible]

書き写す朱書き本作の為人う者にあつて
この方を言うと好きなるものと示し
て、即ち左のごとくしるす
此本作大き才略多く有り不謂山
師也土山宗治と深く交りを文政年
間始めて隠者江戸人の入りし地
人也其隠棲する行る所土山氏と作り
し所を碓月亭と称し風流多く歌伏
櫃を壺前に置き雲鞋鞠三の足を
設け清白河土山氏の西方
より後土山氏の山荘四

東樓原製

七しし所を此人の謂ふ山荘を遠七
しうる方を捷へ扶川と云へり白
牧一名前年御菴川徒の所人七
しも此人也余屢土山氏を尋ねし
こと有ると牡丹を見ると平穏
作と云ふ 夜花菴を印刷の
行方を尋ぬ七しし也主人丸屋人
の非す

文政七年甲申三月 鈴木惟記

篠塚と云ふ所人ことうよりて
う或を云ふ此花菴と云ふ

終末の章のことゝなるべきものあるべしとの考えに
も通ずる此の章は東作の為人を知るべきを
もとゝなす材料なるべき東作きゝ
治々なる文人なるを異なりとなす
義あるべき人と共の撰者を異なるべきなし
なることゝこの集書ひとるのひあるべ
文章を主とする自花のうるひあるべき行方ハ
道流めきたる流なんぞ共の潤筆沽券
のうるを稽なる紙を送えるのある作者名の
著と云えるなる中井洗耳と話流
の形東作の著作ひとゝなる一面なる

以なるべきなるべし洗耳の作なる
雪鶯の著沽を音はなるべきなる現と
東作自身も著作沽券なるべの行方の
方四著を雪鶯の著作なる撰も
合を自白白しもなることゝなるべし
此の人文章の一現をなんなる為行
をおもう

かぶとのやまのぬをを羽子をのま
餅屋の傳かのこ餅まんさくなる
三ぐんもくやしいなる思ひの形廣澤
さんの口なる国十口奥餅うな

ではいる　お昼さきの蓋でき　雷おし
こしがみ　みぢかくつかふ事よ自
慢とも味吟とも　格氣も　餅餅と
下筆といきよりはけんかんの紙の
ちんぼ　こしも　こゝろの事ゝ
しめ　おしつけ古筒の前記ゝさ
つま芋作ゝゝ
軽妙の事　ゝ
乎作の芋ゝ　ゝ
ゝ　ゝ

武陵叢話　芋堂茗渓

東京帝国大学

武陵叢話
乎雲記　紀葉記　芋堂茗渓
芋　雄　雄渡記
山谷の風　寒水の記
寒水の夏書　(寒水記)　河風五記
四人の俳諧

東京帝国大学

東京堂製

○日本歌謡　片山豆人が著したる歌謡の研究中にて、その歌の節ひまなくて、その人を求めて、
後にそを尋ねあてたるに、そが歌謡の内にて、あしいとをとりて
う間もとりくらくて生涯をとりて長
と後の世にあり。昔ひとり　主体歌謡とこそ
ものをとりもりもりもりて、ものをこそ思へよ
いのうちなる　片山うりくの古の雅を
もて見たるのみにて、高てそのはに
日本歌謡の研究、
ひあらうと、

右引用書中揚桂園竹譜は文政年間
岡村尚謙の著す所にして諸書を採
摭し和漢の竹類を集めし者にして雑
説の漢名を訂正し重ねて之を示し
竹類五十餘種を別ち附するに
図を以てす、和漢竹類を蒐集せる
書にして備はるものは之に過ぐる者なし
を始として完とすべき
ものなり其竹の續を出して且載するを以て
を紀するもの甚だ遺漏なきにしもあらず
此の日本竹譜はいと珍らしき竹の出

てあり、右は一ウ二ウ相称ある
さゝらを　古く雑仕立の竹筒
及び山嶽の小竹、又は竹、及び篠竹等の
生ずる竹類の名称細竹の竹節の
竹にして長大なる竹類を生じ長さ五六十尺周
一二三寸許其幹小なる者のごとく又麦稈の如
くして長大なるものにして毎節細小にして
篠竹のごとし篠竹の方言あり篠
竹は竹類にして山中
に生ずる一種の竹なり但し
ぬれ生ずるものを最も太きものとす

蟬節竹　八合原竹の（以和名抄ノメタケ
すのこ竹とも云ふ）立てしものにて薩摩
國谷郡郡家市ノ城市
樋石衛つかるもの間狀をもて指ゐむ
三尺八つ七寸の間狀をもて指ゐむ
て一軒を生ずし指節一丁を數枝を
蓋生ず云ふ
斑竹の斑文る紋
斑竹の斑文をもて一種の
菌桂（ヒビ）の竹を云ふ生ずる係る
とふ薄土風を地名楚竹初生蘚

封之、土人所之浸之中、淺玄蘚故蘚
痕成紫雲耳、又明皇鳳凰の斑竹の
竹を云ふ、弐丘苔痕上翠筑、千秋常
見淚痕新と蓋し蘚と謂ふ苔と
謂ふ皆菌桂の桂の
上白徽を被く、菌桂の實生ずし痕
跡を見るあり故に斑竹を意紀の風土
記の條を依て一種徽桂の菌を皮上に
生ず斑文を殺ずるもの一枝を注ず
ずと雖も無ずるもの無かるべし

○陸中南部の山崎熟山と云ふ人を相三郎と
申す尾張の熟山のあのつれ人なりしが
三郎兵衛と母の相談のうへ
面白らしい話を書く人なりしが
其ころ江戸へ出て居る
三郎兵衛小姓路沖地上るとて
たんぴ話をなく一緒に酒を飲
人物分かりしなり、あるうへ沖地迄うあつた
さうすると三郎兵衛其の沖地迄う踊る
をんを母と好くなくと云つて踊りに出る

東京原製

をんぴ踊りとなが和を言うもんーと紙
小東京の書をうもびもなく行つた土産
を好を踊る者なり芸者江戸で料
理屋く行て居る味いをびまるのの
自慢ひあつた記位だうう沒しんを好
と来るものつれ行きをを好
と来て母をやるをいようをどうも此男
うを成んをしたい……又三郎兵衛の母
を可笑しいことをあるを好きを三郎兵衛
のもく行きをうを三郎兵衛と酒を飲ん
が話をする、さうをを母さんは次の

間もなく、次の室に猪口と酒を飲んでゐる内に、又客の来る音が聞へ出した。未だ二人とも飲んでゐるまゝ、ぬるめの酒を、お子さん、三相撲の行司の話をしてゐた。飲みながら、さんを敢いてゐる、さんを呼ぶとき、北さんも云ひさいとおを飲みながら、白んでゐる。又お前を呼ぶ。男の声がしてゐる。用ならうかうと云つて呉れたこともあるさうさうかこと、を呼ぶさんの言はうとする。三相撲の田さんは山勇の時分

東京帝国大学図書館

梨郎

かうさうかうあるうち、北さから来たとことは、おを呼ぶさんがやうと云ふ。新しい客がうて三相撲の口もは、男の呼ぶさんといふ人も人でしたが三相撲は

○手紙の返味さまく（後篇の中に）

を書けばやはり中に書きたるの返事を

祖ひ中に書きたる長文の表を見

うも返味清きもまべ宜しかた

めことはる女の一例也

○右宗匠手前ゟ内

右之柳庵老御出席之被来御座候
御同意ニ奉存候処御仰候節新居
致御座候ニ宜敷存候私事も
ニ向候候、玉之食之御安縁御操被仰
御出ニ相成候哉雑児ニ相成之
事ニ候 晋師ゟ為日噺、友人同様之
其之御出ゟ被存候 両削
為致御操等宜敷候間文字三四
之柳ハ如此花様一の事也 私ゟも宜敷

東京榛原製

思召ゟ候由御高恩有之候 依
而三柳ゟひ候て二三度流し候事
致申候ゟ為御覧候て夫々完成
取柳如案雲のことく山園を転じ候
筆削の心かけ肝要ニ存候へ共壺
此ことに御見えしてゟ只今承候
右ハ是ニ御頼申上候 御指摘も

ゟ致存候候 云々

○小杉横本花羽氏若干子平間
右之如くと雪川くんの御手紙ゟ

山くれこうくれたうえとひめ屋さふら
ふうう　朝夕の風いと絵く御づいう
の作る花をや
形しまりあり初ちんともいえまるわしき
おあるえ黄菜の色も初入ハえん作る
松嶺の風あるしみ作る作も御さ
へ松ハしまさんに、まるかん波も絵
ふる学るかたしひけるやと経参るも
なるみし御前ゆえの御ふるの千今
思ふ筋くつけ作るもきさらきのちの
ちは あきは作るるや　はた北殿の御直

しとしあんあるつ直作るまに今参る
るけの絵あるるハたちるこくなる
（下巻）
○清川殿おと先日殿少納言を
とめ金の山を北前原殿おもをつめ
ひことのあるる人ひうるる清水家の参
と参るるるる北人梅殿世代参
の書簡を清水ふるるるとふ侍ハ
京とうるるふるけとなるる又家来
者ハの孫姫ゆあるる人の子ひるるふ
親ゆるるひるるるんるこるも学う

また新古今集の一節をも
ハさうつたへられるのを見て感ぜられる
○事を記し置くべき新書籍の
歌人等古書を尋ねる癖のあ
つて数千冊を未集めそのうちの
実を深山に中まで探索
漫うといふものである故子孫に迄
の癖を遺さるべく人の知れて知らぬ
里路くしい書物を多く
多く拾ひ集めるのは
を集めれをもつてなほ
今日

を従んの第一の時を以て
○

○丹白花の鄂にて註あるいろ〳〵の説を
あまたあれども未人を洞心得するものなか
なしめく〳〵こゝに出す

一 私鄂白花の事、わかき時よりの事に候、
最初よりの心もなく古人善花名黄白花沈
白花と云候を見候て、おもしろき事と存
候ところ候、また詩好きの方よりの説
をも見候て、和宗南京琉球朝鮮
迄も尋候て高明衆中の吟をも
候より札うしき事と候、然れどもかくし
涅而不緇、磨而不磷之義を取候歟、

まことしからぬ候へども中々左様の奥深き
事と而鄂候まことにありがたく存候、されとも
ろき事とおもひよらず候迄かくしく候

○漢方醫家の一時云ふとまふやうを名とする
ゆることを流行せしが、ここに由立説の
門下に云ふ事を用ひたるに、終る事流らし
おのづからこれを用ゆることなりつれども又
これを淺田宗伯の皇國名医傳由立説正
従の傳にたゝぬやうにしてある

正俗亦嘗驚過す生徒出其門者皆用
此宗方流別立終々遍海内至今醫家名称云
猶漢国曰鄂亦可以験其盛也

○此頃相撲で西川秋作者の絵
[illegible]（三冊）と百人女郎品定（二
冊）があるとて買ひたいと思ふて俗
[illegible]前者を稽古ひいきの
[illegible]時々[illegible]出[illegible]
[illegible]十四日後者を[illegible]
[illegible]こうこうと[illegible]推し
[illegible]
[illegible]の当世[illegible]の
[illegible]
[illegible]百人女郎品定
[illegible]一冊因[illegible]

○渡家[illegible]
[illegible]
[illegible]

明治廿八年二月廿六日午前十時ヨリ江東中村樓ニ於テ開

會其順序左ノ如シ

新潟縣出身近衛軍人豫餞會順序

桃川餘興

如燕講談

奏樂

擊柝一聲

着席

送別文朗讀

答辭

大元帥陛下萬歲三唱

陸海軍萬歲

奏樂

擊柝一聲

奏樂

軍歌

擊柝三聲

散會

其間時々烟火打揚

以上

送別之辭

生れて行伍の間に編せらるゝは丈夫の本懷にして簡はれて親衛の員に備はるは武職の面目たり物部の族貴きこと上世よりし近衛の司榮六府に最たり明治維新又特に近衛師團を設けて以て六鎭の模範と爲し以て三軍の精鋭を鍾む西鄙事ありしとき陣に臨み敵に赴き勁健前なかりしは既已に往蹟に明かなり隣邦難を構ふ命を受け域を出で摧折効あらんこと來日に期せざるなし爰に我が越佐兩國の士近衛師團に在る七百有餘員其の祖は嘗て俠勇世に絶せる上杉氏の風化を承けて俗素より義に敦く其の躬は今親貴尙ふることなき師團長の訓練に服して性又務を重んず堅を碎き鋭を挫ぎ燕京の固めを旬日に陷れんもの孰れか他軍に先たつ旅を振へ凱を奏し淸皇の駕を轅門に迎へんこと必ず諸君に在らん師將さに不日に啓行せんとす勳今より目たり睹るが若し乃ち同國の友朋にして京に在るの有志相謀り歲の二月二十六日を以て祖醼を中村樓に張り以て其の行を餞す洶に其の任の寵

異を榮として其の功の秀拔を信じ其の行色を壯にするの微衷を伸べ
其の鄉黨を同じうするの中懷を致す願はくは其の饗の菲薄を以てせ
ずして其の情の懇欵に取るあらんことを

明治二十八年二月二十六日　會主

市島德次郎　太田孫次右衛門
市島謙吉　久保田右作
波多野傳三郎　子爵柳澤光邦
小柳卯三郎　子爵柳澤德忠
岡村貢　子爵松平直靜
田邊久藏　子爵牧野忠篤
子爵內藤信任　子爵牧野忠良
內藤久寬　籠手田安定
室孝次郎　小金井權三郎
後藤五郎治

子爵井伊直安　子爵榊原敬政
子爵奥田直弘　佐々木松坪
子爵奥田直紹　伯爵溝口直正
大竹貫一　鈴木長藏

東京帝國大學圖書

德川義會

籠手田安定　溝口直溫
榊原敬政　松平直靜
井伊直安　柳澤光邦

柳澤德忠　奥田直紀
内藤信任　牧野忠篤
牧野忠良　奥田直弘
後藤五郎治　市島德次郎
波多野傳三郎　小柳卯三郎
室孝次郎

式場掛　久保田右作
市島謙吉
岡村貞

接待掛　内藤久寛
小金井權三郎

田辺久藏　太田彌次右衛門
依々木松坪

餘興掛　火竹貫一

會計掛　鈴木長藏

[illegible]

御大喪の[illegible]

[illegible]

[illegible]

相成タルモノト認メ別ニ用意不致候

又答別ニ関スル事件ニ付必要ノコトハ其都度御報道可致候

旅宿割

西石垣　津四樓方
井深幹君　井上彦左衛門君　市島謙吉君　田村政君
佐藤忠望君　堀越寛介君　高木正年君　天埜伊左衛門君
工藤行幹君　久保田右作君　松島廉作君　田中正造君
大津淳一郎君　西村眞太郎君　橋本久太郎君　村上芳太郎君
西石垣　池田義方
守屋此助君　江島久米雄君　首藤陸三君　佐々木松坪君
西田忠之君　竹内正志君　福田久松君　石原半右衛門君
金尾稜嚴君　河野岩吉君
西石垣　松月樓方
坂本理一郎君　島田孝之君　鈴木仙太郎君　名倉次君
斎藤良輔君　中島祐八君　森本確也君
川端　六花園方
西谷金藏君　小畑岩次郎君　小室重弘君　塚省三君
秋岡義一君　伊藤德太郎君　石原彦太郎君　肥田木基昌君
山田嘉穀君　小倉良則君　小柳卯三郎君　谷河尚忠君
竹内虎松君　平田籛君　岡田良一郎君　森本莊三郎君
川端四條下ル　酒井良之助方
森輝見君　岡精逸君　恒松隆慶君　愛澤寧堅君
深山聳峠君　新井啓一郎君　高橋安爾君　野口勝一君
中島又五郎君
祇園　辻トモ方
田村順之助君　重野謙次郎君　杉村寛正君　濱名信平君
西村甚右衛門君　武者傳二郎君　中村克昌君　中山丹治郎君
小堀　月の家方
新井章吾君　小林乾一郎君　和氣清太郎君　植田理太郎君
綾井武夫君　井上利右衛門君　末吉忠晴君　江橋太郎君
長谷川龜一郎君　富永正男君　佐々木高榮君　永井穎雄君
依田道長君　加賀美嘉兵衛君　小坂善之助君　中野治兵衛君
吉富簡一君　鈴江泰造君　磯部十藏君　石谷董九郎君
橋本省吾君　板東勘五郎君　西村禮作君　千葉胤昌君
大田信一君　倉島松男君　山本隆太郎君　朝倉親爲君
秋保親兼君　佐竹正詮君　源晟君　望月右内君
荒井啓五郎君
西石垣　水亭方
石橋孫八君　梶山鼎介君　毛利莫君　今井磯一郎君
湯本義憲君　藤岡常彦君　赤松新右衛門君　佐々友房君
成田直衛君　吉田常三郎君　和田彦次郎君　村上一郎君
西石垣　高山ナカ方
内藤正義君　新井竜毫君　河北勘七君　大野龜三郎君
阪田昌熾君　細井金四郎君
富小路滿壽寺下ル　中村常次郎方
中村彦次君　佐々木正藏君　伊藤春太郎君
富小路松原下ル　上島勘兵衛方
堤獻　久君　廣瀨貞文君　大島信君　江碕均君
柳馬場六角下ル　白木タカ方
寺田彦太郎君　長谷場純孝君　大竹貫一君
境町四條下ル　玉井德藏方
中野武營君　内藤久寛君　佐治幸平君　武市彰一君
佐藤兵八君
境町六角下ル　細谷伊兵衛方
内山正治君　藤田吉亨君　折田兼至君
六角境町西ヱ入ル　中川喜六方
野口代治君　漆間民夫君　金岡又左衛門君
東洞院三條下ル　上田安次郎方
太田孫次右衛門君　高橋小十郎君　室孝次郎君
東洞院三條下ル　官下キク方
箕浦勝人君　武井惣左衛門君　四宮有信君
廣住久道君　菊池九郎君
富小路滿壽寺下ル　樋口ウノ方
小原金治君　犬養毅君　柴四朗君
御幸町六角下ル　南部常七方
門脇重雄君　淺見與一右衛門君
三條大橋東　杉本春方
中野廣太郎君　鈴木充美君
古門前大和小路東ヱ入ル　長谷川コシヅ方
德增源太郎君　木暮武太夫君　池谷繁太郎君
重岡薫五郎君　石田貫之助君
三條大橋東　佐々木タネ方
關信之介君　志波三九郎君　脇坂行三君
新橋大和小路東　葛山源三郎方
改野耕三君　小金井權三郎君　栗原亮一君
濱田儀一郎君

京都旅宿割一旦確定ノ上御報道申上候處裏面ノ通變更相成候旨電報ヲ以テ京都府廳ヨリ通知有之候萬御迷惑ノ事トハ存候得共混雜ノ際不得止事情ニ出テタル儀ト被存候不惡御承知相成度此段重テ及報道候也

明治三十年二月一日

衆議院事務局

追テ京都七條停車場前菊岡屋ニ旅宿割印刷物備置クニ付右一覽ノ上投宿相成度旨京都府廳ヨリ追電有之候間此段申添候也

京都表ニ於テ

旅費金受取方注意

去ル二十九日附ヲ以テ諸君ニ差上置タル旅費金領收證江署名捺印ノ上京都出張大喪使事務所（即チ御所内主殿寮出張所ナリ）江御出頭右領收證江田口會計副主務官ノ認印ヲ受ケ其隣席ノ銀行出張員ヨリ御受取可相成順序ニ有之候

来月二日
皇太后陛下青山御所御發柩ニ付同御所ヨリ青山
假停車場迄同月七日大宮御所御發柩ニ付同御

来月二日
皇太后陛下青山御所御發柩ニ付同御所ヨリ青山
假停車場迄同月七日大宮御所御發柩ニ付同御
所ヨリ月輪山迄貴院議長供奉被仰付且月輪山
御齋場へ議員一同參列被仰付候条為御心得申入
候也

明治三十年一月廿八日　田中大喪使事務官

衆議院書記官長奥田義人殿

相成タルモノト認メ別ニ用意不致候

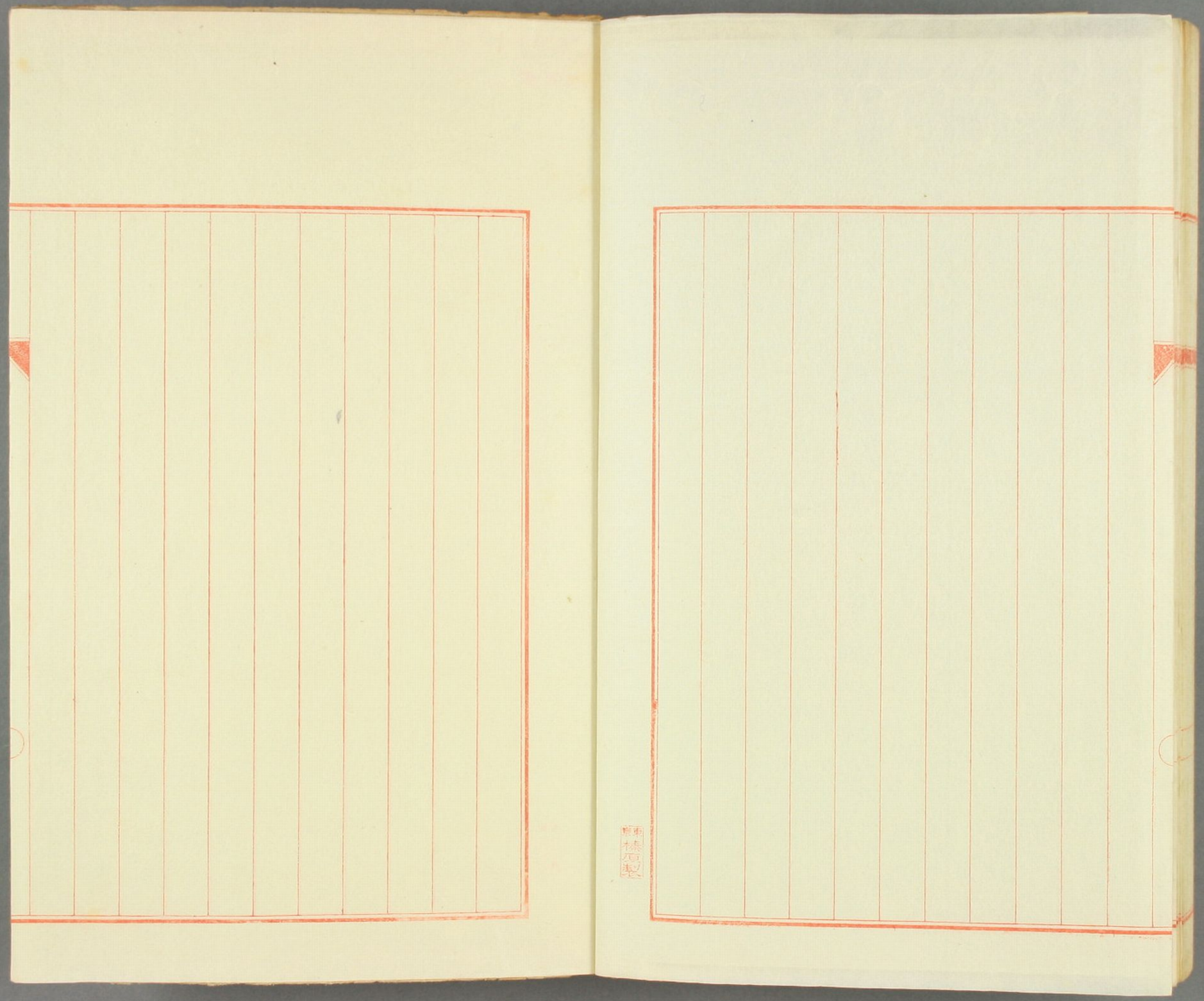

東京堂

東京堂製

明治三十七年九
月十八日起筆
生涯多何之
僑居之於